

## 令和元年度第12回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年3月19日(木) 午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員(農業委員23名中23名:推進委員6名)  
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、  
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、  
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、  
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、  
山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子  
  
池田 善治、重枝 隆、勝本 紘、繁村 勝正、徳田 敦之、  
山根 久子  
  
(2) 欠席委員  
なし  
  
(3) 事務局  
末貞局長・吉村参事・福井副主幹・戸田岸  
  
(4) 会議傍聴人
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名  
  
(2) 議案審議  
  
(3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和元年度第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、23名中、出席23名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

山根 伊都子 委員 及び 山根 良男 委員

をお願いいたします。

それでは、保留しておりました令和元年度第10回総会農地法第5条議案第32号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、令和元年度第10回総会 農地法第5条議案第32号、秋穂東です。

この事案につきましては、申請後、許可を受ける前に、譲渡人が死亡し相続関係の確認ができないことから、審議保留としておりました。

この度、相続人からの申し立てがなされましたので、審議をお願いします。申請内容を改めて説明いたします。

申請地は、秋穂総合支所から東へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

以上で継続審議に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

川東地区委員

問題ありません。

議長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

審議保留分に係る議案第1号については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、以上で議案第1号に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案第1号について、採決を行います。

「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案第1号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは2ページをお開きください。

合わせて、参考位置図2ページをお開きください。

議案第2号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北東へ3.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住する、農業兼会社員です。

自宅から近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は132アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第3号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2.1 kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

譲渡人の申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は94アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北東へ370から440mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人からの申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、1,989アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、農地中間管理機構に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第5号、鑄銭司です。

申請地は、鑄銭司地域交流センターから北へ690mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼公務員です。

譲渡人からの申し出に応え、所有農地に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、285アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南へ1.8 kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人からの申し出に応え、所有農地に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、43アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許

可要件は満たしております。

議案第7号、江崎です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ1.3kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は122アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から南東へ660mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は200アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、小郡新町五丁目です。

申請地は、JR上郷駅から南へ470mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、宇部市内に居住し、農業を営む者です。

後継者として申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は32アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、徳地藤木です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から西へ1.4kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人からの申し出に応え、自宅から近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は161アールとなり、また農地法第3条第2項の各号

事務局

には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、阿東篠目です。

申請地は、JR篠目駅から南へ230mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請人は、農地所有適格法人●●●●の構成員であり、当該法人に利用権設定されている農地を取得するものです。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は、259アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の許可申請に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議長 以上の農地法第3条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

A委員 9号議案小郡について、後継者として申請地を取得し、とありますが、娘さんということなんでしょうか。宇部から小郡まで通いで経営されるのかなと、そのあたりをお聞きしたいと思いました。売買価格が非常に安いので、その辺もちょっと気になったものですから。該当地区の方、御存知でしたら教えてください。

B委員 はい、娘さんです。果樹園として利用し、栗等を植えられている状況です。場所的には通いで経営することは可能と考えます。水田であれば無理かなと思ったのですが。売買価格については地価的にはもう少し高いかもしれませんが、やっぱり親子だからという事じゃないかなと。本人同士の事ですので、その辺は私も存じません。

A委員 はい、分かりました。娘さんであれば売買価格もなんとなく分かります。

議長 それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。  
只今審議しました農地法第3条に係る全議案について、一括で採決を行います。  
全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、全て「許可」といたします。

事務局 それでは、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。  
農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局 それでは11ページを御覧ください。  
合わせて、参考位置図12ページをお開きください。

議案第12号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2.1kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

自宅に隣接する申請地に、新たに合併浄化槽を設置するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第13号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2.1kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

同時に提出した議案第12号の合併浄化槽の設置にあたり、工事の施工に必要な進入路として利用するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とした農地転用ですが、一時的な転用であり、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるため、農地法施行令第4条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは令和3年3月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第14号、吉敷上東三丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから東へ580mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

現在の進入路の幅員が狭く、車での通行が不便なため、進入路の拡幅を行うものです。

議案第15号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

日照条件の良い申請地に、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。



事務局 以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものと認めます。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長 次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。  
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員 問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

議長 事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。以上の農地法第4条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひいたします。

**【意見なし】**

議長 それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。

只今審議しました農地法第4条に係る全議案について、一括で採決を行います。農地法第4条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。  
農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

それでは、13ページを御覧ください。  
合わせて、参考位置図15ページをお開きください。

議案第16号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南西へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、大阪府大阪市西区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第17号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北東へ280mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、防府市内に主たる事務所を有する医療法人です。

従業員用駐車場が不足しているため、開設している診療所から近い申請地を取得し、駐車場として整備するものです。

議案第18号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北東へ230mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、防府市内に主たる事務所を有する医療法人です。

来客用の駐車場が不足しており、また出入りが不便なため、申請地を借り受け、駐車場及び進入路として整備するものです。

議案第19号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県中間市内に居住する調理師です。

申請地周辺は交通量が多く、集客が見込めるため店舗兼自己用住宅を建設するものです。

議案第20号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

自家用車が増え、駐車場を借りているため、自宅の向かいにある申請地を取得し、駐車場及び庭園として整備するものです。

議案第21号、大内問田五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.9kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する理容師です。

申請地周辺は交通の便が良く、宅地化が進み、集客が見込めるため店舗兼自己用住宅を建設するものです。

議案第22号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、解体・土木業を営む者です。

事業拡大に伴い、現在の作業場に隣接する申請地を取得し、資材置場として整備するものです。

議案第23号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、林業を営む法人です。

事業拡大に伴い、現在市内・外に複数箇所ある資材置場を一箇所にまとめるため、事業所に近い申請地を取得し、資材置場として整備するものです。

議案第24号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図り、合わせて、近隣の太陽光発電設備に必要な資材置場を整備するものです。

議案第25号、神田町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北へ1.4kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境が良く、宅地を求める要望が多く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第26号、吉敷上東三丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから東へ580mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する医師です。

現在の診療所は専用駐車場がなく、手狭であるため、申請地を取得し、新たに診療所を建設し、自己が代表を務める法人へ貸し付けるものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、土木工事業を営む者です。

駐車場として整備し、自己所有大型車の駐車場とし、一部は自己が営む法人へ貸し付けるものです。

議案第28号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、造園業を営む法人です。

事業拡大に伴い、交通の便が良い申請地を取得し、事務所・倉庫を建設し、資材置場として整備するものです。

議案第29号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから西へ320mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、大分県宇佐市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第30号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから西へ330mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、福岡県行橋市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第31号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから西へ340mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、大分県宇佐市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第32号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、防府市内に居住し、左官業を営む者です。

業務拡大に伴い、既存の資材置場では手狭なため、申請地を取得し、資材置場として整備するものです。

議案第33号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から南東へ240mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を取得し自己用住宅を建設するものです。

議案第34号、江崎です。

申請地は、JR上嘉川駅から南東へ470mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、葬祭業を営む者です。

隣接地で葬祭業を始めましたが、来客用及びスタッフ用の駐車場がないため、申請地を取得し、駐車場を整備するものです。

議案第35号、江崎です。

申請地は、嘉川地域交流センターから西へ970mに位置する、公共投資

の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第36号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ770mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県筑紫野市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第37号、佐山です。

申請地は、JR本由良駅から北西へ120mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、広島県広島市西区内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第38号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっている第1種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

自宅裏に弟が自己用住宅を建設するにあたり、以前から敷地の形状が悪く不便であったため申請地を譲り受け、住宅敷地を拡張するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第39号、徳地堀です。

申請地は、徳地インターチェンジから北西へ570mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、製造業を営む者です。

健康上の理由により、環境の良い申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

事務局	<p>以上の農地法第5条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものとございます。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。      なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。</p>
北部地区委員	問題ありません。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
徳地地区委員	問題ありません。
議長	<p>只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。</p> <p>以上の農地法第5条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。</p>
C委員	<p>20ページの29、31号の議案です。譲受人が同一の住所で会社名が違うのですが、資本金が1万円ということで、これを取得するにあたって、緊急で会社を作られたように見えますが、こういう事例というのは現状、多々出てくるものなのかどうか。こういう内容について御質問してみたいなと思いまして。</p>
事務局	<p>こちらの事例につきましては、29号と31号の会社は関連会社です。太陽光の場合、国の方で認定が要りますので、それぞれの会社が事業者として認定を分けて受けておられる都合上、申請上の譲受人も別々になると</p>

事務局 | いうことで、他にもこういった事例はこれまでも出ております。以上です。

議長 | C委員さん、よろしいですか。

C委員 | はい。

議長 | 他にはございませんか。それでは、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。

只今審議しました農地法第5条に係る全議案について、一括で採決を行います。農地法第5条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長 | 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、相続税の納税猶予適格者証明についての審議ですが、1件ございました納税猶予適格者証明願いが取り下げられましたので、審議を行いません。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局 | それでは、28ページを御覧ください。

農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第41号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、合計956筆1,758,094.84㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願いたします。

議長 | 只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。



**【意見なし】**

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、29ページを御覧ください。  
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第42号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計153筆、299,695㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

**【意見なし】**

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

議長

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願い  
します

事務局

それでは、30ページを御覧ください。  
合わせて、参考位置図36ページをお開きください。

議案第43号、大内長野です。

登記地目が田の土地2筆、合計485㎡については、平成元年以前より隣  
接の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお  
諮りするものです。

議案第44号、大内御堀一丁目です。

登記地目が畑の土地1筆、145㎡については、平成7年3月4日に隣接  
地の共同住宅建設とあわせて駐車場として整備され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお  
諮りするものです。

議案第45号、宮野下です。

登記地目が田の土地1筆、56㎡については、昭和49年頃から隣接の宅  
地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお  
諮りするものです。

議案第46号、古熊三丁目です。

登記地目が田の土地1筆、327㎡については、平成元年頃から駐車場と  
して利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお  
諮りするものです。

議案第47号、古熊三丁目です。

登記地目が田の土地1筆、5.81㎡については、平成元年頃から進入路  
として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお  
諮りするものです。

事務局

議案第48号、中尾です。

登記地目が田の土地2筆、合計1,409㎡については、平成7年頃から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第49号、深溝です。

登記地目が畑の土地1筆、726㎡については、昭和45年以前から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第50号、阿東徳佐下です。

登記地目が田の土地2筆、合計89㎡について、申請地の一部は、昭和44年に防火水槽・農業用倉庫・サイロが建設され、残りの部分については、昭和62年から庭の一部として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第43号から議案第50号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明については全て発行することといたします。

それでは次に、議案第51号、山口市農地利用最適化推進委員の辞任について審議します。32ページを御覧ください。

このたび、阿東蔵目喜1039番地 金子(かねこ)輝郷(てるさと)推進委員

議長 より、辞任届けが提出されました。経緯等について事務局より説明をお願いします。

事務局 農業委員会等に関する法律第23条の規定により推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるとなっております。辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識にもとづいて判断するとなっております。

金子委員の辞任理由は、病気治療、療養中により、推進委員としての業務遂行に支障をきたすためでございます。

説明は以上でございます。金子推進委員の辞任についてお諮りするものです。よろしく願いいたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長 それでは、特に意見がないようですので議案第51号に「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、金子推進委員の辞任は認められました。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局 本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出及び通知の一覧表を御覧ください。2月分の受付状況は記載のとおりです。

報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、資料掲載のとおり全て適当と回答を受けております。

また、報告第3号の①については、第5回総会における審議保留事案です。一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出されておらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申請が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするものです。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

**【意見なし】**

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

以上、令和元年度第12回山口市農業委員会総会議事録である。

令和2年3月19日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 山根 伊都子

署名委員 山根 良男

記 録 者 戸田岸 磨帆